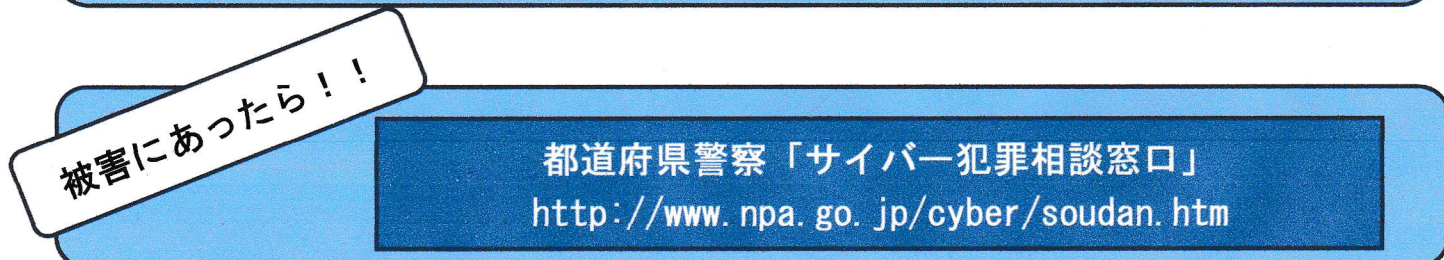
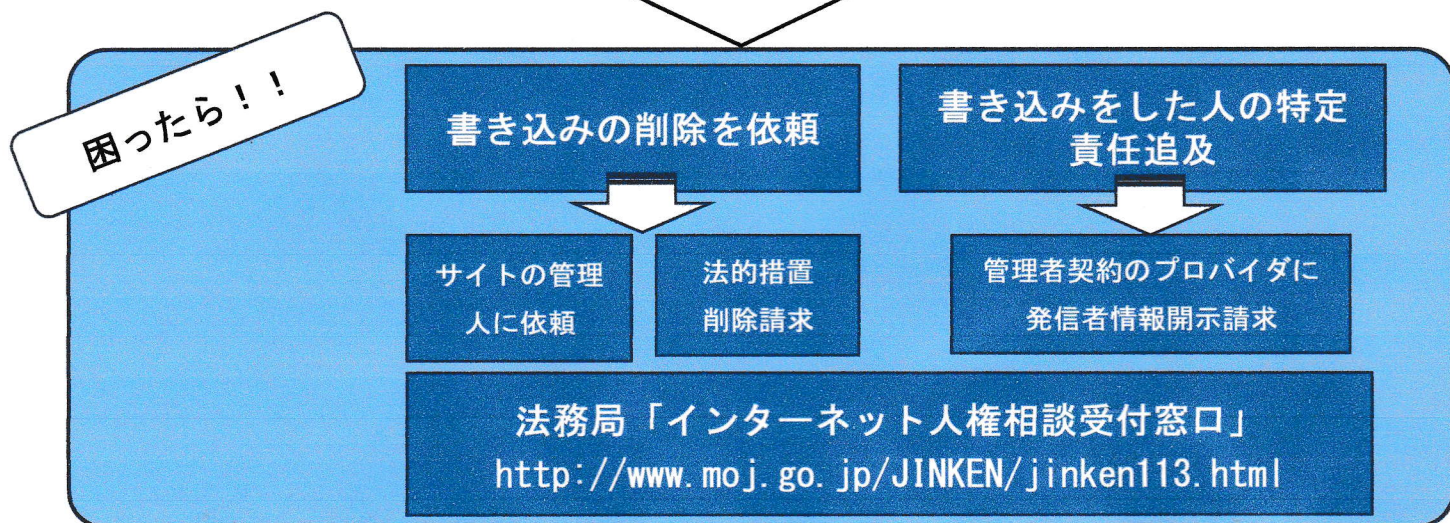


スマホの使い方は大丈夫！？

持たせる責任と持つことへの自覚



ネット上で誹謗中傷に対する対応

他人を誹謗中傷するなどの悪質な書き込みがされた場合には、被害者としてできることは次の対応が考えられます。

- (1) その書き込みを削除してもらう
- (2) 書き込みをした本人を特定して責任追及をする

◆具体的な対応として

(1) 書き込みの削除請求について ア 任意の削除請求について

削除をしてほしい書き込みがされた場合には、まずは、書き込みがされたサイトの管理者が削除ガイドラインなどを用意していれば、その内容を確認し、そこで定められていることを検討します。多くの場合、サイトの管理者にメールを送信して依頼をします。掲示板の管理者が分からない場合、「ドメイン名登録情報検索サービス」を利用して調べる方法があります。

イ 法的措置による削除請求

サイトの管理者が任意の削除請求に応じないような場合には、削除仮処分や削除訴訟といった司法上の手続きを検討します。

(2) 発信者情報開示請求について 書き込みをしていた者（以下、「発信者」）を特定する方法として、「プロバイダー責任制限法」に基づく請求があります。

同法第4条1項では、①書き込みによって、書き込みがされた者（以下、「請求者」）の権利が侵害されたことが明らかとなるとき、②発信者の情報が、請求者の損害賠償請求権の行使のために必要であるときなどには、発信者の情報（氏名、住所など）の開示を請求することができる、としています。具体的には、①書き込みがされた掲示板の管理者が契約しているプロバイダーを特定します。そして、②発信者の契約しているプロバイダーに対して、発信者情報開示請求訴訟を提起して、発信者の住所や氏名を開示させます。

この手続きを通じて、発信者の特定ができれば、名誉棄損やプライバシー侵害などを理由とした損害賠償請求も可能です。

ただし、ネットカフェなどから書き込みをした場合や、一つのパソコンを複数の人が利用しているような場合は、書き込みをした人を特定できない場合もあります。



※損害賠償や削除請求は、学校が代行して手続きを行うことはできません。